

景観評価リスト

事業所管課	東部総合事務所国土整備局 道路都市課	事業担当氏名	土木技師 福田浩之
-------	-----------------------	--------	-----------

1 事業概要

事業名	一般県道 国安桂木線（橋本工区）地域活力基盤創造交付金（県道改良）		
事業箇所	景観形成重点区域内（ <input checked="" type="checkbox"/> ） 自然公園区域（ <input type="checkbox"/> ） 景観計画区域 他の景観行政団体の区域（ <input type="checkbox"/> ） 鳥取市（景観計画区域）（ <input type="checkbox"/> ）		
事業の種類	県道の拡幅工事		
事業期間	H20～H24年度（全体計画）		
事業の規模	幅員 W=6.5(10.25)m 計画延長 L=1,000m		
事業目的	千代川以西、智頭方面の各地区と鳥取中心部を結ぶ交通量の多い幹線道路の交通円滑化。 歩道設置による歩行者の安全確保。		

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（～のいずれかを選択して記入）	
整備する施設が支店場となる場合	
整備する施設が主対象になる場合	
整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合	
【周辺景観特性】 事業区域周辺は、鳥取市郊外に位置する鳥取平野の代表的な田園地帯であり、これら田園風景と久松山を中心とする周辺山地を一様に眺望できる豊かな景観を有している。	
【景観形成の基本的方向】 必要最小限の拡幅とし地形の改変を極力抑え、周辺の田園地帯の景観と調和するよう配慮する。	
(2) 特に配慮する事項	
事業区域周辺の広大な水田・畑等の土地利用に与える影響を最小限とする。 山白川横断部の橋梁の高欄には、ダークブラウン塗装を採用し周辺景観と調和させる。	

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	

	<p>事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</p> <p>周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<p>まっすぐに延びる現道の南側を拡幅し、また片側歩道とし、地形の改変幅を最小限にする。</p>																			
形態 ・ 意匠	<p>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）</p>	<p>道路は直線とし、全体としてまとまりのあるものとする。</p>																			
色彩	<p>周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="425 877 870 1214"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形 成重点 区域</th> <th>自然公 園の区 域</th> <th>その他 の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <p>ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）</p> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 三属性による表示）による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形 成重点 区域	自然公 園の区 域	その他 の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<p>道路舗装：アスファルトコンクリート（無彩色）</p> <p>橋梁高欄：ダークブラウン（10YR2.0/1.0程度）</p>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形 成重点 区域	自然公 園の区 域	その他 の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。